

さくら

弁護士法人 さくら綜合法律事務所報

Office report



卷頭言

「回想と展望」

弁護士 竹澤 京平



回想と展望

今年の6月から犯人引渡条例の制定問題に端を発したデモ等が続き、香港が揺れています（この号が皆さんのお手元に届く頃には、まだ解決には至っていないでしょう）。

この問題がこれほど長引いているのは、5年前の行政長官選出問題にかかる、いわゆる雨傘運動以来燃り続けてきた中国政府に対する不満があることは間違いのないところで、香港がイギリスから中国に返還されたときの条件であった「一国二制度」がいかに難しい事か思い知らされるところです。

本来は、旧宗主国のイギリスがもう少し関与すべきとも考えるのですが、イギリスもEU離脱問題などでそれどころでは無いと云うことでしょう。

ところで、香港でのデモや集会などの映像を見ていると、半世紀前の日本の学生運動が盛んだった頃を思い出します。当時は大学の民主化に端を発したもので、香港のそれとは異なりますが、私はちょうど大学卒業の年で司法試験の勉強を本格的に始めたようとしていた時であり、いわゆるノンポリ学生で、デモの傍観者と云う立場でしかなかった者としても、その熱気に時代の変化を感じたものでした。なにしろ、日大・東大が共闘する時には、神田三崎町の日大から本郷の東大までの白山通りを学生が埋め尽し、その様はフランスで学生運動のデモ等が行われ有名になったカルチュ・ラタンに準えて「日本のカルチュ・ラタン」と云う人もいるほどでした。そして、その熱気はベトナム反戦運動とも結び付き、新宿騒乱事件が起きたりしましたが、東大の安田講堂事件を契機に一般学生は運動から離れ、以後だんだんとセクト間の争いや闘争が過激になり、市民の支持を失い、その結果浅間山荘事件や三菱重工爆破事件を引き起すことになりました。（三菱重工の爆破事件は、私が弁護士になった年で、当時丸の内の事務所に在籍して居り、爆破直後に現場に行ったところ、ビルの上からはガラスがバラバラと落ちてきて、フロントガラスの割れた車が走っていたり、頭から血を流した人々が歩いていたり、その様子はすさまじいもので、なんにも関係のない市民を巻き添えにした事件に強い憤りを感じたのを覚えています。）

更には、当時の若者の中にはゲバラやカストロを信奉し、世界同時革命が本当に実現出来ると考えていた人もいて、日本赤軍のダッカ日航機ハイジャック事件などに繋がって行ったのです。

その後、日本ではある種こうした時代が何事もなかったかのように平和な時代を謳歌しているように思えますが、一方で政治や社会に関心を示さず選挙権すら行使しない人達が増えている最近の世の中を見ていると、活力を失ってきたように思えるのは私だけでしょうか。

当時の全共闘世代の人達の中には、その後官僚になったり大企業の役員になった人なども多く、そうした人達は当時を振り返って今の時代をどのように考えているのか気になるところです。

話を元に戻すと、香港での運動があまり過激にならずにじっくりと市民の支援を受けられるようにならないと、結局は大きな権力に押し潰されてしまうのではと懸念しています。

世界的に独裁色の強い強権的なリーダーが増えているように思える現在、自由や民主主義を守るのは大変なことですが、それが在るのが当前になっているとその有難さに気付かないもので、油断は出来ません。

たまにはこうしたことを考えるとともに、憲法ぐらい読み直してみるのも良いのではと思う次第です。

代表弁護士 竹澤 京平

弁護士 竹澤 京平

自筆証書遺言に関する相続法令の改正について

今回は、相続法の改正のうち遺言書、特に自筆証書遺言に関する部分を解説します。

その1は、これまで自筆証書遺言を作成する場合には、その全文、日付及び氏名を自書、捺印しなければならなかったのですが、目録を添付する場合は、添付する目録については自書を要しないとしました（改正民法968条）。これは、遺産が多数ある場合や記載を誤り易い場合などを考え、遺言者の負担の軽減を考えたものです。

従って、財産目録をパソコンで作成したり、不動産の登記事項証明書や預金通帳、金融証券等をコピーして目録として添付することも可能となりました。

しかしながら、飽くまでも本文と一体を成すものですから、葉紙間の契印が必要であるとともに目録の各葉紙ごとに署名捺印が必要であることに注意が必要です。この改正については、既に平成31年1月13日から施行されて居り、施行日以降に作成されたものに適用されます。

その2は、自筆証書遺言の遺言書の保管について、法務局における保管制度が創設されると云うことです。

従前、自筆証書遺言の遺言書については、遺言者や関係者が保管していることが多く、紛失や亡失、それに利害関係者、特に相続人の一部により廃棄・隠匿されたり、あるいは改ざんされるおそれがあったりしました。

そこで、法務局では遺言書を保管する制度を創設し、これらの恐れをなくするとともに、合せてこの保管制度を利用した場合には、これまで自筆証書遺言で必要とされた家庭裁判所での検認手続（遺言書を保存するための検閲・認証手続）を、不要とすることにしました。

また、相続開始後に関係相続人等から法務局に対し、遺言書の写しの請求・閲覧を求めることが可能ですし、相続人等の一人から遺言書の写しの請求・閲覧がなされた場合には、法務局から他の相続人等に遺言書が保管されていることの通知がなされます。

こうして、遺言書の紛失や隠匿等が防止されるとともに遺言書があったことも把握され易くなります。

なお、保管制度については、行政の体制準備等の都合もあり、法務局における遺言書の保管等に関する法律が令和2年7月10日から施行されることになっています。

当事務所では、遺言書の作成の相談に当たっては、遺言の内容が複雑か否か、対象財産が大きいか否か、将来の争いが懸念されるかなどを考慮して、多くの場合に公正証書による遺言を勧めています。単純軽微なものについては、今回の法改正により、これまでより自筆証書による遺言が手軽に行えるようになると思います。

弁護士 高橋 一弥

犯罪被害者の支援 其のⅢ

今回は、千葉県内の民間組織による犯罪被害者支援の現場についてお話しします。

- 1 犯罪によって被害者が被る有形無形の損害は、多様かつ複雑にして深刻です。殺人、傷害、性犯罪、誘拐等の生命身体に対する重大犯罪の被害者については、特にこの傾向が顕著です。被害者は、事件そのものによって肉体的被害・精神的被害のほかに経済的被害（働けなくなるために収入が途絶えてしまうなど）を受けるだけでなく、更に、恐怖や心労に打ちのめされた状態の中で警察が行う事情聴取や現場立会などにも応じなければなりませんし、ときにはマスコミ報道に晒されて世間の耳目を集め、外出するのにもまならなくなるという事態にも巻き込まれます。

これら事件後の被害を二次的被害と言いますが、事件そのものによって痛めつけられ傷ついた精神が、第三者による不用意な発言や取材などによって更に傷つけられることもあるのです（最近は大手マスコミの取材方法に自主規制が大分働くようになる一方で、SNSによる無責任な情報の拡散が問題となっています。）。

- 2 このような被害から被害者を守り、平穏な生活を取り戻すための支援をするのが被害者支援制度の目的です。そのための民間組織として、都道府県毎に民間の被害者支援センターが設置されており、千葉県では、千葉市内にある公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターが中心となって、区市町村の担当部署及び警察等の捜査機関、病院などと連携して支援活動を行っています。

千葉犯罪被害者支援センターは、千葉県公安委員会から「犯罪被害者等早期支援団体」と指定されており、事件発生から間を置かず、警察から被害者情報を受け取り（勿論、被害者の承諾を得て）、その支援体制に入ります。具体的には、相談員とカウンセラーを配置し、電話あるいは面接相談により被害者の精神的ケアを行うほかに、被害者とともに警察や裁判所へ一緒に行き、事情聴取や証人尋問のときには傍に付き添います（特に事件直後は、被害者によって事情聴取のために警察に行かねばならないこと自体が辛く、励ましや介添えがなくては外出すらできない方も多いのです）。これらの相談及び直接的支援の件数は年々増加傾向にあり、千葉県での平成30年度（30.4～31.3）の取扱件数は1952件（電話相談1307件、面接相談169件、直接的支援476件）ありました。その活動内容の詳細は、支援センターのホームページをご覧ください。

- 3 上記のような支援活動を迅速かつ的確に行うため、日頃から支援センターは関係機関との連絡協議を重ねるとともに、内部では相談員・支援員の育成と研修を行い、かつ財政的基盤充実の努力を行っています。地道な支援活動と広報活動が少しずつ実り、被害者支援の必要性和重要性、そして支援センターの存在が社会に浸透してきました。賛助会員（市町村や企業も含む）も増加し、当センターの経済的基盤を支えています。是非、皆様も賛助会員に登録したり、あるいは支援員の研修を受けるなどして、この支援活動の輪の中に入れていただきたいものです。

弁護士 秋場 啓佑

あなたが遺言を書くべき理由

前回、相続人にとっての遺言の重要性に少しふれました。今回は、遺言をする側にとっての遺言の重要性について説明してみたいと思います。

1 遺言の重要性（遺言がない場合の弊害）

遺言は、人が自分の死後にその財産を誰にどのように与えるかを定めるものです。遺された者は、遺言に従って遺産を取得することになります。では、その遺言がなかったとき、どのような問題が発生するのでしょうか。

(1) 思わぬ人に遺産がってしまうケース

今ここに仲のよい夫婦がいるとしましょう。夫には弟がひとりいます。夫婦に子どもはいません。やがて夫が亡くなりました。このような場合、残された妻に夫の遺産がすべて渡ると思う人が多いのではないのでしょうか。

しかし、この場合法律的には、妻が遺産のうちの4分の3を取得し、夫の弟が4分の1を取得することになります。

夫が妻に全財産を相続させる内容の遺言を書いておけば、こうした事態は防ぐことが可能です。

(2) 事業承継に支障が発生するケース

次に、個人で事業を営んでいる男性がいるとします。事業用の財産はすべて男性が所有しています。奥さんはすでに亡く、子どもは2人。長男は跡継ぎと期待されていますが、次男は事業に興味がありません。

やがて男性が亡くなってしまいました。遺言はありません。

この場合、事業用の財産も含めた財産すべてについて、長男と次男が半分ずつ取得することになります。

最悪の場合、事業を廃止し、事業用財産を売却してその代金を分割、などということにもなりかねません。

遺言書があれば、次男の取り分を完全になくすということは不可能ですが、可能な限りこれを減らして、長男が事業を受け継ぐことをサポートできます。

2 遺言を作成するメリット

遺言書を作成すれば、これがない場合のデメリットを解消し、又はデメリットをより少なくすることができます。

また遺言を利用すれば、相続人でない人に遺産を渡すことができたり、あるいは相続人としてふさわしくない者を相続人から外す旨定めておくこともできます。

3 専門家に遺言の作成を依頼するメリット

遺言書は、ご自身で書くことができ、必ずしも専門家に依頼する必要はありません。しかし、主として次の2つの理由から、遺言書の作成は専門家に依頼することをおすすめします。

(1) 遺言は方式に違反すると無効になってしまう

民法は、遺言の方式について細かい規定を置いており、これに反すると遺言は無効になってしまいます。

たとえば、夫婦が連名で遺言書を書いたとしましょう。このご夫婦はおそらく子供たちのことを思い、2人で話し合っって一緒に遺言を作ったのでしょうか。しかし、これは共同遺言とあって、無効です。ほかにも、日付がなかったり、パソコンで打ち出した遺言も無効になります。

このように、遺言の作成は、民法の規定に反しないように慎重にする必要があります。一般の方がこれを行うのはとても大変ですが、専門家であれば民法が定める方式にきちんとしたがつた遺言書を作成できます。

(2) 遺言内容の明確化

実際の裁判例の事案ですが、遺言書に「財産はすべてAにまかせます」という文言がありました。この文言の解釈が争いになり、裁判所はまかせるという言葉は財産を与える意味を含まないとして、Aに財産のすべてを取得させる遺言ではないと判断しました。

さて、実際はどうだったのでしょうか？ もしかしたら遺言を書いた人は、Aさんに自分の財産をすべて与えたいと考えていたのかもしれませんが。もしそうだとすれば、遺言書の書き方が悪かったために、自分の意思に沿った遺産の処理がされなかったということになります。

専門家であれば、遺言の内容を明確にして、その人の意思に沿って財産が渡るように遺言を設計できるのです。

当事務所でも、遺言についてのご相談や、遺言書の作成依頼を受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

相続における不平等の解消

～特別寄与料について～

1 こんな家族を想定してみます。

Aさんは、夫のBさん、Bさんの父親であるCさんと同居しています。同居して10年です。

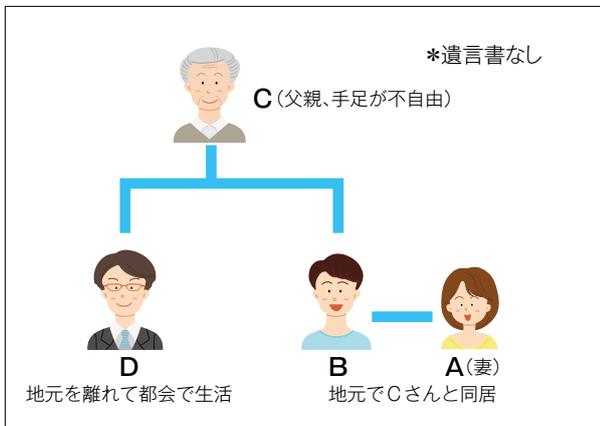
Cさんは手足が不自由で、その食事や入浴については、主にAさんが面倒を見ていました。Bさんは仕事があり、Cさんの世話をAさんに任せっぱなしにしていました。

Cさんには、Aさんの他に、息子のDさんがいます。Dさんは、地元を離れて東京で暮らしており、盆暮れ正月くらいしか実家に帰りません。Cさんの世話については、Bさん夫婦に頼っており、特に金銭面の支援もしていませんでした。

Cさんは、日頃からAさんの世話に感謝していて、何かお礼をしたいと思っていましたが、よい方法が見つからないまま、時間が過ぎていきました。当然、遺言書を残すということもしていません。

このような状態で、Cさんが突然亡くなってしまいました。

Aさんは、これまでCさんの面倒を頑張って見てきたことについて、何かの形で評価をして欲しいと思っています。このようなAさんの気持ちを、法律上、汲み取ってあげることができるのでしょうか。

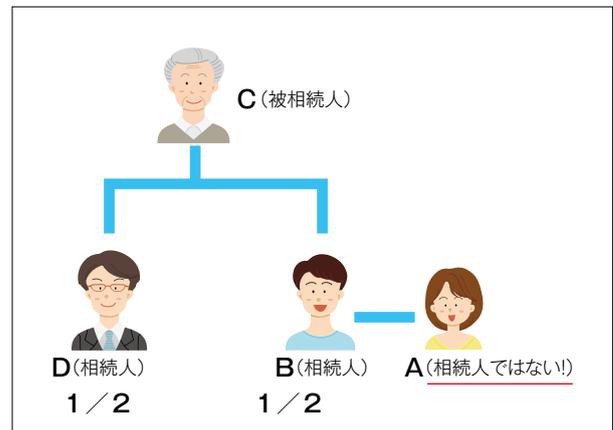


2 今までこんなふうに使われてきました。

(1) Cさんの相続人は、DさんとBさんです。

DさんとBさんは、民法が定めた相続分（法定相続分、民法900条）により、2分の1ずつ相続します。

他方、Aさんは、Cさんの相続人ではありません。そのため、Cさんの相続で、AさんがCさんから何かを相続するということは、原則として考えられません。



(2) Cさんは、遺言書で、Aさんに、「遺産の一部をあげる」と定めることができました。

このようにすれば、Aさんの頑張りは直接に報われたのですが、今となっては手遅れです。

(3) この点、Cさんの世話を相続人（例えばBさん）が見ていた場合には、そのような世話のおかげでCさんの財産が増加したと考え、一定の要件のもとで、相続時に有利に扱われることができます。これが寄与分制度です。

では、Aさんも、寄与分制度で保護されないでしょうか。

寄与分制度は、あくまで「相続人が世話をした場合」の制度です。

AさんはCさんの相続人ではないので、Aさんが長年Cさんを世話したとしても、当然に寄与分が認められるわけではありません。

これでは余りに不公平だとして、「Aさんの世話

をBさんの相続で考慮する」という考えがあります。Aさんが頑張った分、Bさんの取り分を増やそうということなのです。

しかしながら、Aさんからしたら、釈然としないものがあるかもしれません。自分が頑張ったのに、相続で評価されるのは夫のBさんです。また、上記考え方には反対意見もあり、当然にAさんの頑張りがBさんの相続で評価されることも限りません。さらに、Cさんより先にBさんが亡くなった場合、Bさんの相続がなくなりますので、遺産はDさんの独り占めとなります。

3 今回、特別寄与料の制度が出来たことにより、以下のように変わりました。

- (1) 平成30年の民法改正により、特別寄与料の制度が創設されました。

民法1050条1項（抜粋）

被相続人に対して＊無償で＊療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について＊特別の寄与＊をした被相続人の＊親族＊は、相続の開始後、相続人に対し、＊特別寄与者の寄与に応じた額の金銭の支払＊を請求することができる。

分かりやすいように、大事なところを＊で囲んで下線を引きました。

すなわち、被相続人であるCさんについて、無償で世話に努めて特別の寄与をしたAさんは、他の相続人であるDさんに対して、その世話に応じた金銭の支払いを請求することができる、ということになりました。

ポイントは、「相続人」ではなく「親族」に権利が認められたという点です。

また、当該権利が認められるためには、「無償」で、かつ「被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与」が認められるものでなくてはなりません。

- (2) 具体的に、どのような場合に請求ができるのでしょうか。

まず、前提としてCさんの財産がAさんの世話により増加したか、少なくとも維持されたことが必要です。

例えば、本来であればヘルパーさんと呼んでCさんの世話をしてもらうべきところ、そのようなヘルパーさんの代わりにAさんが無償で世話をしたのであれば、ヘルパーさんの料金分Cさんの遺産が減らなかったということが考えられます。昼間はヘル

パーさんと呼んでいた場合でも、夜間に呼べない場合に、AさんがCさんの排尿の世話をしたり、床ずれ防止のために頻繁に起きてCさんの身体を動かしてあげたりしていた場合にも、特別の寄与があったと言える場合があるでしょう。

他方、Cさんの手足が不自由ではなく、ヘルパーさんと呼ぶ必要がない状態で、それでもAさんの世話で精神的に助かったという場合には、特別寄与料を認める事は困難と考えます。

- (3) どのように特別寄与料の金額を定めるのでしょうか。

まず、原則として当事者の協議がなされます。Aさんは、相続人であるDさんとBさんに対して、自分の寄与に対して幾らを払って欲しいと請求します。Bさんは、Aさんの夫ですから、Aさんの請求に賛成するでしょう。そうすると、Aさんは、専らDさんと話し合うこととなります。

もし、AさんとDさんの話し合いがまとまらない場合、Aさんは家庭裁判所に特別寄与料を定める申立てを行います。

家庭裁判所は、Aさんがどのような寄与をしたのか証拠に基づいて吟味し、相当な特別寄与料を定めます。

ただし、特別寄与料の金額は、被相続人の遺産額から遺贈の金額を除いた額が限度となります（民法1054条4項）。すなわち、遺産を上回る特別寄与料は認められません。

また、家庭裁判所に対する申立てについては、期限があります。特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6ヵ月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときには、当該申立てができなくなりますので、ご注意ください。

4 特別寄与料の制度は、2019年7月1日以降に発生した相続に適用されます。

特別寄与料はまだ始まったばかりの制度であり、具体的な内容や認められる金額については、これからの運用次第というところがあります。

もし、身近に相続があった場合に、「こんな制度があったはず」と思ったときには、まずは当事務所の弁護士にお気軽にご相談下さい。

お墓の法律問題

私には母の違う弟がいます。双方の母は既に亡くなっていますが、先般、父も亡くなりました。葬式の後、弟が、父の生前に、父から、父の建立した墓の管理を任せると言われている、父の意思に従って、今後、自分が墓の管理をすると言ってきました。しかし、私が長男ですし、お墓のあるお寺とは、私も長く付き合ってきています。しかも、父は、遺言書に、一切の財産は私に譲ると書いてくれています。ですから、墓は、私が承継するのではないのでしょうか。また、私が、お墓を承継する場合、お寺にその旨の届出を出す必要があるのですが、弟がその手続に必要な書類を持ち出してしまいました。何とかできないのでしょうか。

【解説】

1 お墓の権利って？

我々に身近なお墓ではありますが、どのような法律関係に基づいてお墓が建てられているのか、実際に考えてみることは少ないですね。まず、お墓の権利関係について考えてみましょう。

お墓の権利関係としては、大きく分けると、墓地（土地）を使用する権利と墓地の上の墓石の所有権の2つが考えられます。

土地を使用する権利について言えば、昨今は、土地の所有権に基づくものではなく、土地の使用権に基づくものが多いと思います。公営墓地の場合は、自治体が有する土地に使用許可を得て使用する、民営墓地の場合は、お寺等との間で土地を使用する契約を結んで使用しているというのが、一般的な形態ではないでしょうか。

そして、土地を使用する権利に基づいて、墓地の上にお墓を建てますが、墓石は、通常、お墓を建てる人が購入しますから、墓石には、建立者の所有権が成立することになります。

今回は、お父様の有していた墓地の使用権と墓石の

所有権を誰が取得するのが問題になります。

2 お墓（墓石）は相続財産ではありません！ 特別な順位で承継されます！

お父様は、遺言書で、あなたに全てを承継させると仰っているわけですから、お父様の財産は、基本的には、あなたが承継することになります（遺留分等の話は、おいておきます）。

しかし、民法上、墓石は、相続財産とは異なる、「祭祀財産」とされており、「祭祀財産」については、次のとおり、一般の相続とは異なる扱いが規定されています。

民法897条

系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がいるときは、その者が承継する。

2 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

つまり、祭祀財産の承継方法の決定は、

- 第1順位 被相続人の指定に従って祖先の祭祀を承継すべき者
- 第2順位 慣習に従って祖先の祭祀を主催すべき者
- 第3順位 家庭裁判所の審判

という順序になっているのです。

被相続人による祭祀主催者の指定時期・方法については、特に制限がありませんので、生前の指定でも構いませんし、口頭で指定しても、遺言で指定しても、構いません。

もし、お父様が生前に、弟さんにお墓の管理を任せると言っていたとすれば（通常、このような意思表示は、弟さんを墓石の祭祀承継者とするを含む趣旨でしょう）、弟さんがお父様の有していた墓石の所有権を承継することになります。あなたが、長男である

とか、遺言書に財産をあなたに全て譲り渡すと書いてあるといったことから、当然に、墓石の所有権が、あなたに帰属するものではありません。弟さんの話を裏付ける証拠があるかどうかを確認する必要があります。

3 墓地の使用権はどうなる？

墓石の所有権は祭祀承継者が承継しますが、墓地の使用権を誰が承継するかは、当該墓地の管理規約等によって決まることになります。厚生労働省が、墓地使用に関する標準契約約款を公表していますが、当該約款では、使用権を祭祀承継者において取得することが前提とされています。多くの墓地でも、同様の規律を設けていることが多いと思います。本件で誰が墓地の使用権を承継するのかは、正確には、管理規約等を確認してみなければ分かりませんが、通常は、祭祀承継者が使用権を取得することになると思いますので、やはり、祭祀承継者の決定がポイントになると思います。

4 祭司承継の第2順位は慣習で決まる！

お父様が生前に弟さんを祭祀承継者に指定したとの事実がない（あるいは、その事実が立証できない）とすれば、民法の規定に従い、第2順位以下の祭祀承継者が誰かを考えることになります。

第2順位の祭祀承継者は、慣習に従って決まりますが、ここでの「慣習」とは、その地方で一般的に流通しているしきたりのことを言います。しかし、お墓の承継に関する、一般的なしきたりが何かと言われても、よく分からないところです。

確かに、日本には、古くから長男が家を継ぐという考え方があり、未だにこのような考え方が根強い地域もあると思います。ですから、これが慣習だと思おう方も多いように思います。しかし、裁判所は、直ちには、そうした考え方を取りません。その背景には、戦後に家父長制が廃止されたことや、社会的にも、長男が跡を継ぐという意識が薄れてきていることがあるように思われます。裁判例においても、長男が当然に祭祀主催者になるとは言えないと判断したものがあります（大阪高等裁判所昭和24年10月29日決定）。

5 最後は裁判所が決める！

祭祀承継者が決まらない場合は、裁判所に対して、祭祀承継者の指定を求める調停を申し立てて、話し合うこととなりますが、話し合いでの合意がで

きないと、最終的には、裁判所が審判によって、祭祀承継者を決めることになります。

その際の判断基準について、様々な裁判例がありますが、一例として、「承継候補者と被相続人との間の身分関係や事実上の生活関係、承継候補者と祭具等との間の場所的關係、祭具等の取得の目的や管理等の経緯、承継候補者の祭祀主宰の意思や能力、その他一切の事情（例えば利害関係人全員の生活状況及び意見等）を総合して判断すべきであるが、祖先の祭祀は今日もはや義務ではなく、死者に対する慕情、愛情、感謝の気持ちといった心情により行われるものであるから、被相続人と緊密な生活関係・親和関係にあつて、被相続人に対し上記のような心情を最も強く持ち、他方、被相続人からみれば、同人が生存していたのであれば、おそらく指定したであろう者をその承継者と定めるのが相当である。」（東京高等裁判所平成18年4月19日決定）としたものがあります。裁判になった場合は、この裁判例で述べられているような要素を、一つ一つ丁寧に主張、立証していくことになると思います。

6 墳墓等の引渡命令

裁判所は、祭祀承継者指定の審判において、系譜、祭具、墳墓の引渡を命ずることができるとされています（家事事件手続法190条2項）。この引渡には、所有権移転登記手続や墓地使用権者の名義変更等、物や権利の譲渡に必要な手続を含むと解されます。よって、裁判所の審判により、あなたが祭祀承継者に指定されれば、祭祀承継者指定の付随処分として、裁判所は、墓地使用承諾証等、使用権者の名義変更に必要な書類の引渡しを命ずることができると解されます（福岡家小倉支部平成6年9月4日等）。

7 最後に

今回のケースでは、お父様が、遺言書で祭祀承継者を明確に定めていれば、トラブルにならなかったと思います。実務上、祭祀承継者を指定する遺言書もよく見かけます。今回の事務所報においては、遺言書についても特集していますが、争いが起きないよう、遺言書を的確に活用することが有用であると思います。

なお、昨今では、お墓の奪い合いではなく、むしろ、お墓の押し付け合いが起きているとも聞きます。今後、機会があれば、墓じまいなどの法律問題についても、解説したいと思います。

当事務所では、主として以下のとおりの事件を取り扱っております。
お気軽にご相談ください。

交通事故

当事務所は長年に渡って損保会社から相談を受け、多数の交通事故事案の解決にあたってきました。

加害者側、被害者側を問わず、適切な解決をサポートいたします。

離婚・相続

家庭裁判所の調停委員として様々な事件に携わった経験を有する弁護士が在籍する当事務所が、離婚や相続などの家庭の法律問題に対応します。

医療法務(歯科)

当事務所は、歯科医師会の顧問として多くの歯科医療に関する紛争を解決して参りました。歯科診療や医院経営にまつわる問題について、ご相談ください。

一般民事

土地・建物の明渡、貸金の回収、その他多種多様な案件をお受けしています。身の回りの法律トラブルでお困りの際は、当事務所にお越しください。

企業法務

金融機関などの多数の企業の顧問として企業法務に携わる当事務所が、契約書のチェックや労務問題への対応などを通じて皆様の企業活動をサポートいたします。

建築紛争

住宅瑕疵などの建築をめぐる紛争につき、弁護士会の建築問題を扱う各種委員会に所属し、専門的知見を有する弁護士が解決にあたります。施主側、注文者側双方からのご相談に対応しております。

倒産・債務整理

多額の借金にお困りの方は、債務者の代理人や裁判所から選任される破産管財人として数々の倒産事件を取り扱ってきた実績のある当事務所にご相談ください。

その他

本頁に記載のない分野の問題につきましても対応いたします。法律問題でお困りの際は、まずご相談ください。



- 京成千葉線「千葉中央駅」またはJR外房線「本千葉駅」より徒歩13分
- JR「千葉駅」より ▶矢作経由蘇我駅東口行 ▶大学病院/南矢作行 ▶大宮団地行 ▶中野操作場/成東行のいずれかのバスで「中央3丁目」バス停を下車、徒歩約5分。

弁護士法人 さくら綜合法律事務所

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目10番16号 CI-22ビル7階
TEL.043-225-7080 FAX.043-227-7513
<https://sakurasogo-lawoffice.com>